自治基本条例 他市町村比較表「町民の権利・役割」

名称 施行日			余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)
佐行口	龍ケ崎市まちづくり基本条例	東海村自治基本条例	余市町自治基本条例	杉戸町自治基本条例
加11月	平成27年9月1日	平成24年10月1日	平成30年4月1日	平成27年7月1日
	(市民の権利)	(村民の権利)	(町民の基本姿勢と役割)	(町民の権利)
		で、自由及び幸福の追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほ	第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、 自ら考え、行動し、まちづくりの主体として の役割を果たすよう努めます。	て、知る権利を有する。
	る。	か,次に掲げる権利を有します。 (1) まちづくりの主体として,まちづくりに参 画すること。		2 町民は、町政に参加する権利を有する。 3 町民は、行政サービスを受けるに当たって、公正・公平かつ誠実な扱いを受ける権利を有する。
	とを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らができることを考え、自主的にまちづくりへの参加に努めるも	(2) 村政に関する計画や政策の着想段階から参画すること。 (3) 村政についての情報を知る権利を有	4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。	(町民の役割) 第7条 町民は、まちづくりの主役として、地
	のとする。 2 市民は, 互いに認め合い尊重し, 協力 してまちづくりを進めるものとする。	し、村に対し、村が保有する情報の公開を求めること。 (村民の役割)		
	3 市民は、まちづくりを進めるに当たって、 自らの発言と行動に責任を持つも のとする。	第7条 村民は、まちづくりの主体として、次に掲げる役割を担うものとします。		2 町民は、相互理解を深め、互いに助け合うよう努めるとともに、参加の機会を積極的に活用するものとする。
	4 市民は,まちづくりに参加するに当たり, 公共性を重んじ,次世代及び市の	(1) 村と協働して,地域社会の発展に寄与すること。(2) 互いの活動を尊重すること。	報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。 2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける	3 町民は、災害等から自らの生命、身体及び財産を守ることを意識し、必要な取組を積極的に行うよう努めるものとする。
	アスパー日間でするロックとする。	(3) 自らの行動と発言に責任を持つこと。	権利を有します。 (事業者の役割)	
		て, 地域社会との調和を図るととも	第7条 事業者は、地域社会の一員として、 その活動を通じ、又は持てる資源を活かして、産業、教育、文化、環境等の分野で地域に貢献するよう努めます。	
			2 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員等の行う地域活動にも配慮して、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。	